

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

心のバリアフリー認定制度

観光施設を対象として、バリアフリー性能を補完する措置や教育訓練の実施、積極的な情報発信に取り組む施設を認定する制度。観光庁は第一弾として66施設を認定。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

9/13(月) 友引

14(火) 先負 国連総会が開幕

15(水) 仏滅 老人週間

16(木) 大安

17(金) 赤口 自民党総裁選告示(29日投票日)

18(土) 先勝 満州事変から90年

19(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/6(月)	29,660 △532	109.89 △0.14
7(火)	29,916 △256	109.89 ± 0
8(水)	30,181 △265	110.24 ▼0.35
9(木)	30,008 ▼173	109.95 △0.29
10(金)	30,382 △374	109.94 △0.01

役員給与を改定する場合の取扱い

役員に対する給与を損金算入するためには、定期同額給与(支給時期が一定期間毎で、事業年度中の支給額が同額)や、事前確定届出給与(所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で届出が必要)などに該当する必要があります。

◆定期同額給与を年度中途に改定する場合

多くの中小企業は定期同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は通常、決算後に開催する定時株主総会により改定する必要があり、利益調整目的などで事業年度の中途に改定した場合には、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合や職制上の地位の変更などの一定事由によって年度中途に改定する場合は、損金算入が認められます。

例えば、新型コロナウイルスの影響で経営状況が著しく悪化したため、役員給与を減額せざるを得ない場合は、業績悪化改定事由に該当するため、年度中途で減額改定した場合でも損金算入が認められます。また、現状では著しく悪化しているとは言えないものの、客観的な状況から今後著しく悪化することが避けられない場合も該当します。

◆税法上の役員に該当する「みなし役員」

給与の損金算入が制限される税法上の役員は、取締役などの会社法等で規定された役員だけではなく、「みなし役員」に該当する方も同様に扱われます。

みなし役員とは、①使用人以外で地位、職務等からみて、他の役員と同様に法人の経営に従事している方(取締役になっていない会長や顧問など)、②同族会社の使用人で一定の持株割合を満たし経営に従事している方、いずれかに該当する方です。

■この記事の詳細は、情報BOX201534

民法改正による電子的な領収書の交付請求

民法において、商品等の代金を支払った方は受取証書(いわゆる領収書)の交付を請求できるとされており、代金を受け取った方には受取証書の交付義務がありますが、これまで同法では書面の受取証書の交付請求について規定していません。

デジタル社会形成整備法により民法が改正され、今月から書面の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電子データ(電子的な受取証書)の提供を請求することができるようになりました。

ただし、電子的な受取証書の提供を請求された場合でも、体制(情報システム等)が整備されていないなどで直ちに対応することが困難な場合は、その提供義務は負いません。

小学校休業等対応助成金・支援金の再開

新型コロナに係る小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえない保護者の休暇取得支援のため、昨年度に実施されていた「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開される予定です。

本制度は、小学校休業等により子どもの世話をを行うことが必要となった労働者(保護者)に対して、事業主が有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた場合に支給するもので、本年8月~12月までに取得した休暇が対象となる予定です(労働者の直接申請も可能)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

法人の役員に対する給与と税法上の役員の種類

法人が役員に対して支給する給与の額のうち、「定期同額給与」、「事前確定届出給与※」、「業績連動給与※」のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。ただし、いずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。

※事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した金銭や株式・新株予約権等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいいます。

※業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の法人又はその法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される金銭や株式・新株予約権による給与等をいいます。

◆役員に対する定期同額給与の概要

定期同額給与とは次に掲げる給与です。

(1)その支給時期が1ヵ月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの。

(2)定期給与の額につき、次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの。

・その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヵ月を経過する日（自己の都合によらない特別の事情があると認められる場合にはその改定の時期）までにされた定期給与の額の改定。

・その事業年度において役員の職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたその役員に係る定期給与の改定（臨時改定事由）。

・その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりされた定期給与の改定（業績悪化改定事由※）。

※業績悪化改定事由とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいい、*財務諸表の数値が相当程度悪化した場合、*第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、減額せざるを得ない事情がある場合、*現状では売上などが悪化しているとは言えないものの、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況（主要な得意先が手形の不渡りを出した等）から、今後著しく悪化することが避けられない場合などが該当。

(3)継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される額が毎月おおむね一定であるもの。

◆法人税法上の役員の種類

役員とは次の者をいいます。

(1)法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

(2)上記1以外の者で次のいずれかに当たるもの

◎法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）以外の者で、その法人の経営に従事しているもの※

※例えば、*取締役又は理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、*合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、*人格のない社団等の代表者又は管理人、*法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者、*相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

◎同族会社の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者で、その法人の経営に従事しているもの

①その会社の株主グループ※をその所有割合の大きいものから順に並べた場合、その使用人が*所有割合50%超の第一順位の株主グループ、*第一順位と第二順位の所有割合を合計し50%超となる場合のこれらの株主グループ、*第一順位から第三順位までの所有割合を合計し50%超となる場合のこれらの株主グループのいずれかの株主グループに属していること。

※「株主グループ」とは、その会社の一の株主等及びその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人をいいます。

②その使用人の属する株主グループの所有割合が10%を超えていること。

③その使用人（配偶者並びにこれらの者の所有割合が50%超である他の会社を含む）の所有割合が5%を超えていること。